

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団公益充実資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）

第11条第3項の規定に基づき、公益充実資金の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）

第23条第1項第1号に定める公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。

(原則)

第3条 この規程による公益充実資金の取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

(公益充実資金の保有)

第4条 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団（以下「財団」という。）は、公益充実資金を保有することができる。

(公益充実資金の保有及び積立てに係る理事会承認手続き)

第5条 財団が、公益充実資金を保有しようとするときには、理事長は、公益充実活動等ごとに、その名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、公益充実活動等ごとに、承認するものとする。

(公益充実資金の区分表示)

第6条 公益充実資金は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。

(公益充実資金の取崩し)

第7条 財団は、公益充実資金を取り崩す場合には、認定法施行規則第23条第2項に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

(1) 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達す

るまでの額

(2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

2 前項にかかわらず、公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合には、認定法施行規則第23条第1項第3号に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公益充実資金の公表)

第8条 公益充実資金については、各事業年度の終了後、次の各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表する。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。